

## 【フランス】 公務員の職の異動を促進する法律の制定

海外立法情報課・鈴木 尊紘

\* 公務員は、我が国でもフランスでも終身雇用が原則となっており、ある省庁等に採用された場合には、その省庁に退職まで勤めることが慣例である。こうした状況を踏まえて、公務員が積極的に外部に出向すること及び正規公務員が職業訓練等のために休職した場合、容易に臨時職員を採用することができることを定める法律が制定された。

### 立法の背景

フランスにおいては、国家及び地方公務員は、一旦特定の省庁なり県庁等に勤めるとその職に留まり、民間企業への出向又は留学等によって当該職の外部へ出ることなどがあまりない傾向にある。例えば、国立行政学院（ENA：École nationale d'administration）等を出たいわゆる幹部候補は、約2年ごとに、ある職から別の職への異動を繰り返し、昇進していくが、それ以外の公務員は、採用された省庁等で定年を迎えることが一般的である（注1）。

サルコジ大統領は、公役務の刷新を目指し、大統領に就任した2007年から国家公務員及び地方公務員の代表、公務員の労働組合の代表、市民の代表及び専門家からなる会議体を設け、トップダウンとボトムアップの双方の手法を用いて、公務員の職のモビリティ（職の異動の容易さ）を促進する法律の制定の可能性を探ってきた。また、大統領がこうした改革を急いだ背景には、2005年から2015年にかけて「ベビー・ブーマー」世代の公務員の大量退職があり、公務員全体の40%が職を離れることになるため、このタイミングで公務員制度改革を大規模に行いたいという意向がある。こうしたことを背景として制定されたのが、「公務員における職の異動及びキャリアに関する2009年8月3日の法律第2009-972号」である（以下「公務員改革法」という）（注2）。同法の柱は、2点ある。第1に、公務員が一時的に所定の職を離れて外部に出向したり、留学したりすることを促進すること、第2に、公務員の採用上の規制を緩和することである。

### 公務員の職の異動に関する規定

公務員改革法第1条は、いかなる省庁に属していても、又いかなる職階に属していても、外部への出向（又は外部からの要請による特別任用による出向）を行うことができることを定める。その場合、原則的に、出向前の職階と出向先での職階は同等であるものとする。そして、出向期間は基本的に5年以内とし、出向以前の省庁に確実に戻る権利を保障する。

同法第2条は、公的で特別ななんらかの事由がある場合には、ある省庁に属している公務員を別の省庁が特別かつ直接に任用することができることを定める。この場合

も、原則的に、出向前の職階と出向先での職階は同等であるものとする。

同法第 4 条は、公務員の出向の権利を保障する。公務員が出向を希望した場合、その者が属する省庁は、その者の代替が不可能であること及びその者なしでは業務が円滑に進まないという理由がなければ、その出向の希望に反対することはできない。出向の希望は出向の 3 か月前までに出す必要があるが、2 か月が経過してもその者が所属する省庁からの回答がない場合には、出向の希望が認められたものとする。

同法第 5 条は、出向先での経験等を確認し、出向先から元の省庁に戻ったときには、その者の昇進・昇格を必要に応じて認めるべきことを定める。これにより、出向がその者のキャリアにとっての障害物ではなくなり、積極的に出向等で外部機関に赴くことを奨励している。

### 公務員の採用上の規制の緩和措置

この措置の内容は、大きく 2 つに分かれる。第 1 に、公務員の採用試験を受けることのできる者の範囲を拡大すること、第 2 に、非正規職員（臨時職員）の採用手続きを簡素化することである。

公務員の採用試験を受けることのできる者は、2 つの意味で広がった。まず、フランス政府の職員になる場合、フランス人である（フランス国籍を有する）必要はなく、欧州連合（EU）加盟国の国籍を保持する者であれば試験を受けることを許可することとした。ただし、この場合は、中途採用という形を採り、フランス以外の国での実際の公務経験がある者に限られる（第 26 条）。次に、公務員の試験を受けることのできる年齢制限を完全に撤廃することとした。公務員になることのできる下限は、16 歳である。従前は上限に定めがあったが、現在では原則として廃止されている。ただし、文科系（la filière culturelle）の職群においては年齢制限があった。こうした制限を完全に排除する。

フランスでは、公務員がさまざまな理由で休職することが認められている。病気休暇、出産・育児休暇（女性のみならず男性も取得するのが通例である。）、介護休暇はもちろんのこと、例えば、市民的又は国家的活動を遂行するためのボランティア休暇、自主的な職業訓練のための 1 年を限度とする休暇等である。そうした休暇職員の代替職員として労働者派遣会社が派遣する非正規職員を容易に採用できることとした。その非正規職員との契約は、原則的に 18 か月とし、限定的な目的を有する職であれば 9 か月とすることも可能である。また、1 回のみ更新が可能であると定めた（第 20 条及び第 21 条）。

### 注

(1) この点に関しては、当該法律の下院（国民議会）委員会審議報告書 “Rapport n° 926 déposé le 4 juin 2008 par M. Jacques Alain Bénisti,” p.12.を参照した。特に民間セクターに出向したのは、2004 年全体でも 1,027 人の職員しかいなかったという。

(2) Loi n° 2009-972 du 3 août 2009 relative à la mobilité et aux parcours professionnels dans la fonction publique